

【京都ビルメンテナンス協同組合賛助会員】

定款・規約

京都ビルメンテナンス協同組合定款

第7章 賛助会員

第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同する者のうち、事業の円滑な運営に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。但し、賛助会員は、法に定める本組合の組合員には該当しないものとする。

2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることは出来ない。

3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第52条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

(1) 本組合が作成又は発行する資料の提供

(2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催

(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 賛助会員として入会しようとする者は、本組合の理事会の承諾を得て、加入するものとする。

2 賛助会員として加入しようとする者は、入会金 20,000 円を納付するものとする。

(加入申込み)

第5条 賛助会員として加入を希望する者は、組合員からの推薦に基づき、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 加入申込書 (組合指定様式のものに限る)

(2) 組合員 1 社からの推薦書 (組合指定様式のものに限る)

(3) その他、組合理事会が必要と認めた書類

(会 費)

第6条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

2 会費の額は、月額 1 口 2,000 円とし、1 口以上を負担するものとする。

(脱 退)

第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除 名)

第8条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員

(2) 会費の納入を怠った賛助会員

(3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(入会金及び会費の不返還)

第9条 脱退又は除名された賛助会員が既に納入した入会金と会費はこれを返還しない。

(その他)

第10条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。